

	鳥取県公報	令和 7 年 11 月 4 日（火） 第 9 7 3 9 号
		毎週火・金曜日発行

目次	
◇ 告 示	知事指定薬物の指定（634）（医療・保険課）・・・・・・・・・・ 2 砂利採取法による採取計画の認可の公表（635）（鳥取県土整備事務所）・・・・・・ 2 砂利採取法による採取計画の変更認可の公表（636）（〃）・・・・・・ 3
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（経営支援課）・・・・・・ 3

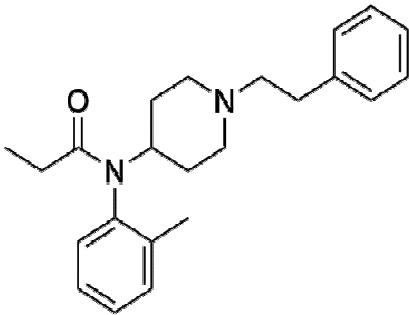
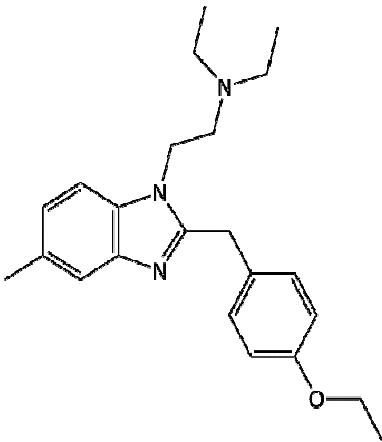
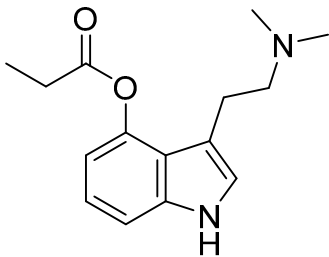
告 示

鳥取県告示第634号

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
7-知(1)-7	ortho-Methylfentanyl、ortho-Methylfentanyl	N-(2-メチルフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]プロパンアミド及びその塩類 
7-知(1)-8	5-Methyletodesnitazene、Etomethazene	2-{2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-メチル-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}-N,N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類 
7-知(1)-9	4-Pro-DMT	3-[2-(ジメチルアミノ)エチル]-1H-インドール-4-イル=プロピオナート及びその塩類 

鳥取県告示第635号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

令和7年11月4日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 米 田 憲 司

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社フォワード 代表取締役 邨上 修	鳥取市湖山町北四丁目701	鳥取市気高町八束水字短尾2707－62 外17筆（8,621.09平方メートル）	砂（48,130立方メートル）	令和7年10月23日から令和8年10月22日まで	令和7年10月23日

鳥取県告示第636号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

令和7年11月4日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 米 田 憲 司

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社相互商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市伏野字中ノ茶屋2602外6筆（6,222.44平方メートル）	砂（8,909.2立方メートル）	採取の期間	令和6年10月24日から令和7年10月23日まで	令和6年10月24日から令和8年10月23日まで	令和7年10月23日

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
大山町赤松字西見林708	田	916
大山町赤松字西見林2697		176
大山町赤松字西見林2700		3,030
大山町赤松字榎田2779		826

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる理由

当該農地は、鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理事業規程で定める地域計画の区域内の農用地及

び農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約が必要であると認められる地域計画の区域外の農用地に当たるため。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の 始期	存続 期間	借賃に相当する補償金 の額（円）	補償金の支払の方法
大山町赤松字西見林708	令和8年 1月1日	4年 3月	0	—
大山町赤松字西見林2697				
大山町赤松字西見林2700				
大山町赤松字榎田2779				

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和7年11月18日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

(3) 記載事項

ア 意見書の提出者の氏名及び住所

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項